

# 目 次

第2回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表） .....	1
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月12日） .....	3
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月13日） .....	15
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月14日） .....	19
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月17日） .....	33
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月18日） .....	37
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月19日） .....	41
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月20日） .....	45
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月22日） .....	49
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月24日） .....	53
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月25日） .....	57
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月26日） .....	63
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月27日） .....	71
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月28日） .....	79
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月31日） .....	85

## 第2回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和61年3月12日

会期20日間

閉会 昭和61年3月31日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月12日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 決議案第1号提案説明、質疑、討論、採決 村長所信表明 議案第11号～議案第33号提案説明
3月13日	木	本会議	午前10時	議案第11号～議案第19号 (検討)
3月14日	金	本会議	午前10時	議案第11号～議案第19号 (検討) 質疑、討論、採決
3月15日	土	休 会		
3月16日	日	休 会		
3月17日	月	本会議	午前10時	議案第20号～議案第33号 (検討)
3月18日	火	本会議	午前10時	議案第20号～議案第33号 (検討)
3月19日	水	本会議	午前10時	議案第20号～議案第33号 (検討)
3月20日	木	本会議	午前10時	議案第20号～議案第33号 (検討)
3月21日	金	休 会		
3月22日	土	本会議	午前10時	現地調査
3月23日	日	休 会		

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月24日	月	本会議	午前10時	議案第20号～議案第33号（検討）
3月25日	火	本会議	午前10時	議案第20号～議案第23号（検討） 質疑、討論、採決
3月26日	水	本会議	午前10時	議案第24号～議案第29号（検討） 質疑、討論、採決
3月27日	木	本会議	午前10時	議案第30号～議案第33号（検討） 質疑、討論、採決
3月28日	金	本会議	午前10時	陳情の処理 追加日程 昭和60年陳情第3号 委員長報告、質疑、検討、採決
3月29日	土	休 会		
3月30日	日	休 会		
3月31日	月	本会議	午前10時	一般質問 議案第34号提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和61年3月12日

### 1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和61年3月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月12日 午後2時41分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	住民課長	稲福 幸三 君
助役	仲村 順三 君	厚生課長	崎山 勝正 君
収入役	金城 清 君	経済建設課長	平良 晋 君
教育長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	金城 利明 君
総務課長	稲福 吉昭 君	農業委員会 事務局長	照屋 林克 君
企画財政課長	古我知 清 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修 君 係長 前田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 決議案第1号 日の丸掲揚、君が代斉唱の強制に反対する決議

日程第4号 議案第11号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第12号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6号 議案第13号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第7号 議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第15号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第16号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第17号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

- |        |        |                            |
|--------|--------|----------------------------|
| 日程第11号 | 議案第18号 | 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算   |
| 日程第12号 | 議案第19号 | 昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算   |
| 日程第13号 | 議案第20号 | 教育委員会委員の任命について             |
| 日程第14号 | 議案第21号 | あらたに生じた土地の確認について           |
| 日程第15号 | 議案第22号 | 字の区域の変更について                |
| 日程第16号 | 議案第23号 | 大宜味村道路線の変更について             |
| 日程第17号 | 議案第24号 | 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例        |
| 日程第18号 | 議案第25号 | 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例     |
| 日程第19号 | 議案第26号 | 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例       |
| 日程第20号 | 議案第27号 | 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21号 | 議案第28号 | 大宜味村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例    |
| 日程第22号 | 議案第29号 | 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23号 |        | 昭和61年度村長所信表明               |
| 日程第24号 | 議案第30号 | 昭和61年度大宜味村一般会計予算           |
| 日程第25号 | 議案第31号 | 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算     |
| 日程第26号 | 議案第32号 | 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算     |
| 日程第27号 | 議案第33号 | 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算       |

## 7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和61年第2回大宜味村議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、5番宮城長雄君、6番平良俊政君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から3月31日までの20日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 決議案第1号を議題といたします。

○ 1番（平良森雄君） 決議案第1号 日の丸掲揚、君が代斉唱の強制に反対する決議の件ですけど、この案件は前回の議会におきまして総務委員会に付託された議案と同一のものであると確信いたします。よって、その議案は総務委員会において十分審議がなされて結論が出されるべきにもかかわらず、末に総務委員会で一度も審議がなされずに本議会の冒頭に出されたということについては、議会制民主主義の立場から大きな不満を持つ者であります。よって、この決議案に対しては私達は決議案の取り扱いには賛同いたしかねますので退場いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 1番、2番、5番、7番、4番、3番退場。（午前11時48分）

提案理由の説明を求めます。

○ 11番（山川正行君） ご提案いたしております日の丸掲揚、君が代斉唱の強制に反対する決議について説明いたします。

今、各地で日の丸君が代の押しつけが問題になっておりますが、戦後40年何故今頃日の丸

君が代かと思われ首をかしげる者でございます。中曽根内閣は靖国神社の公式参拝や防衛費の1%枠の撤廃をして国民生活を犠牲にした軍備の増強、又、国家機密法の制定等日米安保体制を支持する上でいろいろと強行しつつあります。米占領時代さえ強行出来なかった軍用地の20年強制使用によって沖縄県民に基地の重圧の強要、更に教科書問題にみられますように教育への直接介入、これ等の一連の動きは民主主義に逆行すると同時に平和憲法にももとのものと言えます。

もっと極端に言いますと天皇と国家に忠誠を誓う国民づくり、軍国主義に役立つ国民づくりのために政府と文部省が一体となって日の丸、君が代の斉唱を押しつけているということでございます。先の文部省通達は、海邦国体を絶好の機会としてとらえ、日の丸、君が代、自衛隊等を認知させることによって沖縄の戦後を終らせ、再び戦前回帰をねらっていると言っても過言ではないと思っています。

今、日の丸、君が代問題が持ち出された政治的背景がこのようなところにあると考えます。問題の文部省通達によって県議会や他の市町村で日の丸、君が代の促進決議で混乱しています。県体協や国体実行委員会でも天皇の来県や日の丸、自衛隊についても当然本土並みに必要であると明言しております。

このような状況下で新聞社や県体協の共催するスポーツ大会におきましてもご承知のとおり開催が難かしくなっている状況でございます。沖縄を何時までも甘やかすな、日本の一県である限り沖縄も当然本土並みにすべきであるという考え方が体制側にあるようですが、果たしてこれでよいのでしょうか。このことは国内で唯一の地上戦を体験し殺傷された我々県民の心情を無視した暴挙であると言わざるを得ません。日の丸、君が代、自衛隊そして天皇の問題は私達が避けて通ることの出来ない大きな課題でございます。私達はこのような現状をしっかりと見極めると同時に学校現場の混乱を避け国体の民主的な運営のためにも、日の丸掲揚、君が代斉唱の強制には強く反対するという態度を明確にしておく必要があると思っております。提案しているわけでございます。現状を十分にご理解下さいましてご賛同いただきますようお願いいたします。提案説明に代えさせていただきます。

○ 議長（玉城一昌君） これより決議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。



これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより決議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 日の丸掲揚、君が代斉唱の強制に反対する決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時56分)

再 開 (午後1時04分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

3番、1番、4番、7番、2番、5番入場。(午後1時04分)

日程第4 議案第11号から日程第27 議案第33号までを一括議題といたします。

村長の提案理由を求めます。

○ 村長(新城繁正君) 議案第11号、最近の経済事情にかんがみ議員の報酬額を改め、又、村の財政事情及び他の職員との均衡を考慮して報酬の日割り計算規定を設け、期末手当の支給等についての規定を明確にするために提案いたしております。内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第12号、最近の経済事情にかんがみ月額報酬をそれぞれ1,000円アップしたいと思ひまして提案いたしております。内容については担当課長から説明いたさせます。

議案第13号、最近の経済事情にかんがみ給料額を改め、又、日割計算及び期末手当の支給等について規定を明確にするため提案いたしております。内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第14号、これは前議案同様でございます。

議案第15号、児童手当法の改正に伴い本条例も同様に改正する必要がありますので提案い

たしております。

議案第16号、法律の改正に伴い本条例も同様に改正する必要があると提案いたします。

議案第17号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81,851千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,818,219千円とする。

(朗読して説明に代える。)

なお、細部につきましては各担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第18号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,330千円とする。(朗読して説明に代える。)

内容につきましては各担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第19号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,542千円とする。(朗読して説明に代える。)

内容につきましては各担当課長から説明させます。

議案第20号、現委員の安里嗣明氏が4月30日任期満了になりますが、現委員の安里氏を再任したいと思ひまして提案いたしております。よろしくお願いいたします。

議案第21号、地方自治法第9条の5第1項の規定により、田港アカサ原1045番の3地先から1123番の1地先まで及び田港白兼原1389番の1地先から1394番地先2級河川大保川廃川敷の土地で、面積3,360.69㎡のあらたに生じた土地の確認をしたいということです。細部につきましては担当課長から詳しく説明いたさせます。

議案第22号、これは前議案に関連いたしまして地方自治法第260条第1項の規定により、田港アカサ原1045番の3地先から1123番の1地先2級河川大保川廃川敷地2,990.59㎡を田港アカサ原の区域に編入し、又、田港白兼原1389番の1地先から1394番地先2級河川廃川敷地370.10㎡を田港白兼原の区域に編入し、その両区域を変更したいということで提案いたしております。内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第23号、道路法第8条第2項の規定によって、津波ガゾナ原を起点とし津波ウタ原を終点とする平南當原線を村道に認定したいと思ひまして提案しているわけです。

議案第24号、村立芭蕉布会館の管理運営を円滑に行うために条例を定めたいと思ひます。内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第25号、地方自治法第224条及び第228条の規定により村が団体営草地開発事業を施行する場合に分担金を徴収するためには条例の制定が必要でありますので提案いたしております。なお内容については担当課長から詳しく説明させます。

議案第26号、村一円の幼稚園開設に伴う定数減及び国体室の事務処理を円滑にするために、

59人を60人に、事務職員9人を8人に、4人を2人に改めたいということです。担当課長から詳しく説明いたさせます。

議案第27号、入園料3,000円を3,500円に、授業料2,500円を3,000円に改めたいということです。これは交付税の基準額にも達していないという状況もございますので、一応にこの案を提案いたしましてご審議をお願いしますということです。

議案第28号、村一円の幼稚園を開設し、午後まで保育し給食を実施するために条例の改正が必要ですので提案いたしております。

議案第29号、幼稚園児に給食を実施するために条例の改正が必要ですので提案いたしております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時44分）

再 開（午後1時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 昭和61年第2回大宜味村議会定例会の開会にあたり、ご提案いたしております諸議案のご説明を申し上げます前に、昭和61年度の村政運営にあたっての所信の一端を申し上げ議員各位並びに村民皆様の深いご理解と絶大なるご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、昭和60年度は村議会をはじめ関係機関団体及び村民各位のご支援によりまして、厳しい行財政事情の下で産業の振興、住民福祉、生活環境の整備等計画いたしました諸事業がおおむね予定どおり進ちよくいたしておりますことはよろこばしいことであり、ここに深く感謝の意を表する次第であります。

ところで国の財政事情は年々厳しさを増し、昭和60年度に補助率の削減を断行し、地方自治体の財政運営に大きな問題を投じてきましたが、昭和61年度においてはさらに削減率の幅を広げたために補助事業の導入によって生産基盤の整備を進めてまいりました本村にとってその対応がますます深刻さを増し、村の財政は窮地においこまれております。

一方、村の財政需要は年々増大し、多様化している事情を直視し、なお一層創意と工夫を駆使して村民のニーズに適切に対応し、より効率的な財政運営を図るため全職員の英知を結集し、自主財源枠の拡大、経費の節減等に努力し、村民の信託に応えてまいりたいと存じます。

昭和61年度は昭和54年以来村政の指針である基本構想の最終年度になっており、変動する時代に即応し、21世紀を展望した新しい基本構想を策定しなければなりません。その基調となるものは日本国憲法の本質であり平和主義に徹することだと考えております。この機会に

各界各層のご意見を聴し、長期にわたって村政運営指針となる立派な基本構想が策定できるよう念願してやみません。村といたしましては基本構想に基づき法令、規範等に準拠した基本計画及び実施計画を策定し行政全般にわたって調和のとれた村の振興発展を図ってまいり所存であります。そこで一般会計予算案にもりこまれている主な事業内容とそれを推進する基本的な考え方について若干申し上げたいと存じます。

### 1、農林水産業の振興と基盤整備について

本村における農林水産業は生産者の意欲の高まりと経営規模の拡大により年々生産性の向上が図られてまいりましたが、今後は消費者の需要に対して生産量の増加産と品質の向上になお一層努力しなければならないと考えます。そこで引き続き耕地の高度利用を積極的に推進し栽培技術の向上促進をするとともに国、県の補助事業を導入し、生産基盤の拡大整備を図ってまいり所存であります。61年度は田港地区土地改良事業との関連で大工又橋の改修工事を実施するほか本村においてはじめての県事業として村道大工又線の道路改良工事がはじまることになっており、周辺の地域の生産者の利便に大きく役立つとともに背後地域の開発に大きく貢献するものと期待を寄せているところでございます。さらに林道事業を継続実施し、林道関係施設との有機的な活用を促進してまいりたいと存じます。さらに畜産業の振興についても積極的にとりくみ、土づくり、地力増強等に連動させ、野菜、果樹、花キ等の生産を促進し一層産業の生産性の向上に努めてまいり所存であります。

### 2、生活環境の整備について

本村においては農村環境整備モデル事業によって集道、集排、農村公園等居住地域の環境は年々整備されてまいりましたが、昭和61年度も引き続き農村環境整備モデル事業、簡易水道事業、村営住宅建設事業、定住促進事業等を継続実施し、居住環境の整備、良質で安全な水の供給、住宅難の解消等一層促進してまいりたいと考えております。さらに昭和61年度は村道喜如嘉線を全面的に改良し道路の改善と安全性の確保に努め、地域住民の生活道路として一層有益性を高めてまいりたいと考えております。

さらにまた、国、県の関連事業等も積極的に活用し、より快適な環境の整備充実に努めてまいり所存であります。

### 3、福祉対策について

住民の福祉の向上を促進することは行政の使命であります。昭和61年度においても乳幼児や学童に対する各種予防接種や検診を実施するほか一般検診、婦人検診、老人検診等を実施し、予防体制を促進するとともに村民の健康管理に対する意識を啓発しつつ、国、県をはじめ関係機関のご理解とご協力を仰ぎ、その機能を活用して生きがいのあるくらしの実現に努めてまいりたいと考えております。特に高齢者の多い本村においては日常の健康相談や機能

訓練指導等を施し、おとしよりの健康を守るため特に意を配ってまいりたいと考えております。さらに児童委員、民生委員、村社会福祉協議会、村心ゆたかなふるさとづくり推進協議会等との連携を密にして幅広い福祉行政を推進してまいりたいと存じます。

#### 4、教育文化の振興について

教育は人づくりの源泉であり、特に義務教育は国や地方自治体の責務と親の義務を定義づけております。村といたしましては、厳しい財政事情のもとで学校の基本施設の整備を図ってまいりましたが、校舎の老朽化対策や設備備品の整備等に一層努力していかなければなりません。昭和61年度は塩屋小学校の校舎改築、大宜味中学校用具室、同校の運動場の夜間照明施設等の施設整備を進めるとともに幼稚園統合に伴う通園バスの購入、運転手の確保、園舎の修繕等に所要の予算措置をしてございます。

ところで施設や備品等の整備だけで教育の振興は図れないことは申すまでもありません。児童生徒が学年相当の学力と体力が身につく、知性と倫理が豊かに培われてこそ児童生徒の健全な成長が約束されるのです。そのためには教師に対しなお一層のご努力をお願いいたすとともに、家庭や地域あるいは行政が共通理解をもって相たずさえて支援体制を確立することが極めて緊急かつ重要な課題でありましょう。

よって社会教育の振興を推進し社会教育関係団体の自主的、創造的な活動を促進し、児童生徒の健やかな成長に大きく寄与されることを期待いたします。

また、本村には尊い歴史と由緒ある数々の伝統文化が継承されており、天然記念物や文化財の保護と相まって愛護の心を一層高め、新しい歴史と文化の創造のため村民とともに精励いたしたいと存じます。

#### 5、地場産業の振興と村おこしについて

建設があやぶまれておりました芭蕉布共同作業場が組合員の熱望と県の特別な配慮によりまして建設のはこびとなりいまや3月25日の完工を待つのみとなりましたことはよろこばしいことであります。

この施設は芭蕉布づくりと後継者の育成を主な目的としていますが、併せて村内の特産特産品であるイ草製品、シークワサー、陶器、木工品、あわもり等の展示即売も兼ねるいわば村の物産館的な機能を有する施設であります。ご承知のとおりいま全国的に村おこし、或いは村づくり運動が展開されて、それ相応の効果をおさめている事例が数多く紹介されております。自主財源の乏しい本村において他力本願的な村おこしはよい結果は生み出せないと考えます。昨年11月9日那覇市で開催されました大宜味一心会主催の母村大宜味村の将来像を共に考える集いの中で産業、経済、福祉、教育の各分野からいろいろな提言がなされ、村おこしの運動の方向が示されました。昭和61年度は大宜味一心会との交流も兼ねて地元におい

て開催する予定であり、一心会の新執行部が誕生し次第具体的な話を行なってまいりたいと考えております。とりあえず昭和61年度においてはさきの提言を実行していくため村農協と相提携して「ふるさと貯金」運動を展開し、愛郷の心をいよいよ高めて、村おこし運動に積極的に参加していただき、年次的により実行性のある事業を設定してまいりたいと存じます。幸いにして、このたび景勝の地にリゾートホテル友善が建設され来月オープン運びとなっておりますことは、本村の地域開発と産業振興のうえから極めてよろこばしいことであり、これを機に施設の充実と雇用の拡大のため村民とともにその事業の成功を心から祈念いたしたいと存じます。そのことが村の農林水産業や地場産業の振興にはずみをつけ地域の活性化につながっていくものと大きな期待をよせているところでございます。

#### 6、海邦国体の推進について

海邦国体の開催も昭和62年9月20日から23日までの4日間と決定しており、さらに今年の7月26日と27日にはリハーサル大会が開催されることになっております。村といたしましては県国体事務局をはじめ県漕艇協会等関係機関団体の積極的なご協力と村民各位の絶大なるご支援ご協力を仰ぎその成功に向けて全力を傾注しているところであります。昭和60年度は国体室を設置し、専任職員を配し、実行委員会各種専門委員会の活動を推進する一方、県や関係機関との連絡調整に当っており、多忙をきわめている実情にかんがみ昭和61年度においては更に職員を増配し、国体室の強化を図るとともに、およそ1千8百8拾万円余の予算を計上いたし精いっぱい努力を続けているところであります。さらに関連施設の整備につきましても県や関係機関団体の深いご理解により、昭和60年度予算で県道、東大宜味線の改修工事が一部実施され、昭和61年度に継続実施されることになっております。港湾整備事業も昭和61年度から実施される予定であります。さらに村といたしましては国体以後の施設の有効利用についても環境の保全や塩屋港湾整備計画とも整合性を保ちつつ、その実現に向けて一層の努力を払ってまいり所存であります。

以上昭和61年度一般会計予算案にもられた主な事項の説明と所信の一端を申し述べましたが、文字どおり厳しい財政事情を反映し各面にわたって意を尽せない予算となっております。それだけに予算の健全な運用と事業の円滑な遂行を図っていくためには職員はもとより議員各位をはじめ各種執行機関及び全村民の深いご理解とご支援をいただかなければなりません。ここに改めてなお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお昭和61年度の一般会計予算案をはじめ特別会計予算案の内容につきましてはそれぞれの議案の説明の際に申し上げることといたしたいと存じます。どうかご提案いたしております諸議案につきまして慎重にご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます。

議案第30号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,764,524千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

なお、細部につきましては各課長から詳しく説明がありますので、よろしく願いいたします。

議案第31号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ212,415千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

なお、細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第32号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ371,181千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課長から説明させます。

議案第33号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ92,725千円と定める。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後2時41分)

## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和61年3月13日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月13日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月13日 午後4時57分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

3番議員 宮 城 功 光 君



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1号 議案第11号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2号 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3号 議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第4号 議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第15号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第6号 議案第16号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7号 議案第17号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

日程第8号 議案第18号 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第9号 議案第19号 昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第11号から日程第9 議案第19号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時57分）



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和61年3月14日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和61年3月14日 午前10時00分)

散 会 (昭和61年3月14日 午後5時02分)

### 2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	7番議員 宮 里 盛 順 君
2番議員 金 城 隆 好 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (2名)

9番議員 平 良 実 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
--------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	住民課長	稲福 幸三 君
助役	仲村 順三 君	厚生課長	崎山 勝正 君
収入役	金城 清 君	経済建設課長	平良 晋 君
教育長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	金城 利明 君
総務課長	稲福 吉昭 君	農業委員会 事務局長	照屋 林克 君
企画財政課長	古我知 清 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修 君 係長 前田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

- 日程第1号 議案第11号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2号 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3号 議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4号 議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5号 議案第15号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6号 議案第16号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7号 議案第17号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第8号 議案第18号 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第9号 議案第19号 昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第11号から日程第9 議案第19号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時30分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第11号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第13号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 不動産売払収入が823,977円の減額補正ということになっているわけですが、この金額が何故今頃出てきたのかということについて非常に疑問を持っているわけです。当局もご存知のようにこの数字にかかわるかつて提出されました議案につきましては議会が紛糾いたしました。何故紛糾したかと言いますと当時出された議案に不備ありということを申し上げましたが当局は不備はないと、そういうことでかなり議会が空転したわけです。後日分かったことによりますと議長会或いは地方課の話では不備があると、ただ政治的に配慮されたらどうかという意見であったということでもあります。そしてその当時の説明では出された議案の数字は動かないと、しかし、私は動く、そして他の何名かの方からもこの数字は動くだろうと言いますと動かないということを自信を持って説明されたわけですのでそうすれば実測されての上かというように受けざるを得なかったわけです。ところが今回こういう数字が出てきて驚いているわけです。この823,977円の数字が出てきた過程につきましても特異なケースのようでもあります。あれだけ紛糾して再議に諮られた議案でありますので、十分なる検討のもとに十分なる配慮をされての提案ではなかったかと思いますが、今頃になってこういう数字が出るということは心外であります。課長の説明はお聞きしておりますが、長のこの数字についての所感をお伺いしたいと思います。

○ 助役（仲村順三君） 課長から補足説明の中でいろいろあったと思うんですが、前に代金を出したのが登記所の公図でもって積算して、その後調べてみますと昭和52年か53年頃と思うんですが、その時に議会の皆さんも現地を見られて境界に問題があるということでいろいろ指摘を受けまして、その時点で名護市役所それからあの一帯の開墾者と協議しまして境界の確認をいたしまして、確認後源河の公民館において源河区長それから名護市職員を交えて、名護市の責任において確認をした境界を明確にして登記関係もやりますという約束をいたしまして、私が担当課長であったので私の方としては境界の登記手続きを済んだものだと思っていたわけで、この問題が出てから分かってびっくりしている状況なんです。それで名護市がそのままにしていたということで差が出てきたということでこういう減額が出たということで、申し訳なかったとお詫び申し上げたいと思っております。

○ 13番（松島重克君） これは売買契約が済んで移転登記時における問題なんです。境界は分かっているわけです。私もその当時境界の問題について何回も発言しましたので記憶に残っているわけです。その当時担当課長であった助役も境界確認に一緒に行ったわけですよ。ですから境界は分かっておりますので、だから登記の問題は第2次的な問題なんです。



売買契約が成立してから登記しようという時になってからの問題なんですこれは。これは売買契約から1年を経過しない間にやればいいんです。これは次の問題なんです。あれだけ紛糾して再議にかけられた議案、数字が動かないと言われた議案、名護市側の土地が3,358㎡、東村側が7,000㎡これは国有地になっておりまして計10,358㎡というのが前に出された議案の中に含まれていたと、これは大変なことだと思いますよ。所有権を持たない土地を村が議会に諮って他に売却しようとしていると、こういうケースはめずらしいと思いますよ。まして議会が全会一致でなごやかに処理された議案であればそういう話し合いで何とか政治的な配慮で丸くおさまるといことも十分考えられたと、あれだけ紛糾して議会が空転するような議案、再議に付された議案、これがこうして数字になって表われてきているというのは大変なことですよ。確かにあの議案は可決されております。しかし、そういう事実が出たら可決された方々は私は多分されなかつたらうと、これは議会も恥ずかしいことであるかも分らんが、そういう資料をそういう議案を出されたところの当局はどうだったかと言わざるを得ないわけです。私はあの時に議案に不備ありと、だから検討するために休憩したらどうかという動議まで提出しましたが、これが認められなかつたわけです。何故こういう不備な状況の下にあの議案を強行に処理させなければいけなかつたのか。本当に真剣にこの問題に取り組まれておれば気づかれたはずですよ。何故今頃この数字が出てくるのか不思議でなりません。先程の答弁は登記に関することだと思いますがね。改めて所感をお伺いしたいと思います

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時50分）

再 開（午後4時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 先程のご質問を十分理解しておりませんでしたので助役或いは担当課長と協議した結果、先の処分案件の時に私共が答弁したこと、又、13番議員さんが指摘していただきましたことについて私共の受け取り方が十分でなかつたと、ご指摘のことについて気がついてなかつた面もあります。そういうことにつきましては十分お詫びを申し上げたいと思います。

今回減額の提案を申し上げておりますのは公図と実際の地積に差があったと、このような問題が度々私共の不勉強或いは調整の不十分の中で提案申し上げ指摘を受けましたことにつきましても共通理解をしないままに議案の提案ということに至ったことにつきましては、最高責任者であります私共がそのものにつきましても十分な配慮が足りなかつた、責任をそこまで感じてなかつたと、とにかくそのような大事なことにつきまして自分が意を配ってなかつ

たという結果そういうことになっている次第でございます。

この点につきましてはお詫びのしようもございませんが、今回更にこういうことにつきまして適切にご指摘をいただきましたので、これから所要の手続きを採りまして議会の皆さんにご迷惑をおかけしないように十分な対策を採って手続きを済ませて完璧な処置が出来ますように努力をしていきたいと考えております。

○ 13番（松島重克君） この問題の処理に当っては政治的な配慮があってもいいのではないかと考えております。ただその前に申し上げておきたいことは、やはり事務的な面で不備ある議案ということでは困るわけです。あれだけ紛糾した問題から派生した金額ということになりますと、やはりそこまで触れざるを得なくなるわけです。だから今から申し上げても遅きに失するかも分かりませんが、やはり今考えてみるとあの議案は現在では欠陥議案であると申し上げるしかないんですね。私はこの数字にかかわる前の議案は欠陥議案であったと思わざるを得ないんですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 当時のご指摘の内容はおそらくこういうことがご指摘の内容であったと思いますが、ところが私共の受け止めがここまで気がつかなかった。結果的にはその議案は議決をいただいたわけですが、結果的にはこういう問題を残したままの議案であったということは言えると思います。そういうことで私の場合ですと行政の立場から十分に検討いたしまして今後の同様な案件に供していきたいというふうに考えております。

○ 13番（松島重克君） やはりこういうことを申し上げておく方が今後再びこういうことが起こらないのではないかと考えてあえて申し上げているわけです。先程も申し上げましたように処理については政治的な配慮十分ありと私考えております。又、先程村長からお話がありましたようにあの議案は欠陥議案であったと、誤りのある議案であったと、同時に私はあの議決そのものも瑕疵ある議決、誤りのあった議決であるというのは否めない事実であると思うわけでありまして。私の見解はそういうことではありますが当局の見解はいかがでありましょうか。

○ 村長（新城繁正君） 議案を提案いたしまして私共がご答弁申し上げますことにつきましては当然私共の責任の分野でございますが、議決していただきます分野につきましては議会の権限に属することでございますので、私の方からこれにつきましての見解を表明することにつきましては控えさせていただきたいと思っております。

○ 13番（松島重克君） 国有地と名護市有地が含まれていると、結局本村の権限が及ばない所も入っているというのは明確な事実であります。そうしますとやはりあの議案は瑕疵ある議案であったと、そうしますとそこから出てくる議決というのは当然瑕疵ある議決と言わざるを得ないと思っています。いかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 当時私共が瑕疵あると知りつつもあえて提案して議決をお願いするというのであれば、これは当然私共のサイドで既に誤りがあったということになるわけですが、ご指摘いただきました内容について担当課も私共も気がつかなかったわけです。議会がなされた処理につきましては私共それぞれの立場がございますので、私といたしましてはこういう流れは分かりますが、村長の立場から議会の議決について口をはさむということについては適当でないというふうに考えています。

○ 13番（松島重克君） あの議案が村有地の面積の増減であるならばおっしゃるとおりの考えで結構だと思うわけですが、国有地と名護市の土地が入っているという事実がどうかということなんです。結局こういうことを分かっている提案する人はおらない。分からないで出して後でそうだったかと、それが瑕疵ある議案だと、瑕疵ある議決だと言わざるを得ないわけです。処理については政治的な配慮を考えてもいいと私は思っています。お互いの意見の交換はやっておくべきだと思ってお話し上げているわけです。いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 処理につきましては私共法令等十分検討いたしまして、他団体との関係もございますので指導助言もいただきながら適切な処理を行っていきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 他団体というのは村長が問題になった場合に用心なされているという気持ちは分かります。私はこれは別に所感をお伺いしたいわけです。結論まで出て白黒つけようということならば手段はいくらでもございます。別にそこまで考えておりません。当局と議会の意見の交換で政治的にはお互いこうしましょうということでありまして。しかし、お互いに平行線をたどるならじゃあ白黒つけましょうと言わざるを得なくなると思うわけですがね。いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） とにかく責任を痛感しております。このようなことがこれまでもございましたし、しからば何で同じようなことを繰り返すかとおしかりを受けるのは当然であります。そこまで私の努力が足りなかったということになりますので、議会に対してこのようなご迷惑をおかけするという事は2度とないようにこれからの参考にさせていただきたいと思っております。

この度のことにつきまして大変時間を要し、或いは問題点をご指摘いただきましたことに対して感謝いたすとともに、再びご迷惑をおかけしないようにしていきたいというのが率直な所感です。

○ 13番（松島重克君） 私が先程から申し上げておりますように処理は政治的な配慮で行います。ただ、この823,977円にかかわる先達って提案された議案は瑕疵ある議案であるということ、それに必然的に行われた議会の議決は瑕疵ある議決であるということをおしかりを私は考えております。長としてこれを否定なされるお言葉があればお聞きしたい。否定なさるお言葉

がなければご答弁は必要ないと考えます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時36分）

再 開（午後4時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部終了するまで会議時間は延長することに決しました。

議案第17号の質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第11号から議案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時53分）

再 開（午後4時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により明日15日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日15日は休会することに決しました。

本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さんでした。

散 会 (午後 5 時02分)





## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和61年3月17日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月17日 午後4時53分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1号 議案第20号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について

日程第3号 議案第22号 字の区域の変更について

日程第4号 議案第23号 大宜味村道路線の認定について

日程第5号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例

日程第6号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例

日程第7号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第12号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第13号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第14号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号から日程第14 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時52分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

6番入場。（午後4時52分）

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時53分）



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和61年3月18日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月18日 午後4時10分)

### 2. 出席議員 (11名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (3名)

3番議員 宮 城 功 光 君	6番議員 平 良 俊 政 君
11番議員 山 川 正 行 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第5号）

日程第1号 議案第20号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について

日程第3号 議案第22号 字の区域の変更について

日程第4号 議案第23号 大宜味村道路線の認定について

日程第5号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例

日程第6号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例

日程第7号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第12号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第13号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第14号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号から日程第14 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時10分）





## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和61年3月19日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月19日 午後4時51分)

### 2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (2名)

3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第6号）

日程第1号 議案第20号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について

日程第3号 議案第22号 字の区域の変更について

日程第4号 議案第23号 大宜味村道路線の認定について

日程第5号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例

日程第6号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例

日程第7号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第12号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第13号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第14号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号から日程第14 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時50分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時51分）



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和61年3月20日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月20日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月20日 午後3時11分)

### 2. 出席議員 (12名)

2番議員 金城 隆好 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
3番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 平 良 実 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (2名)

1番議員 平 良 森 雄 君	11番議員 山 川 正 行 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1号 議案第20号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について

日程第3号 議案第22号 字の区域の変更について

日程第4号 議案第23号 大宜味村道路線の認定について

日程第5号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例

日程第6号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例

日程第7号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第12号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第13号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第14号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号から日程第14 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時10分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時11分）





## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和61年3月22日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和61年3月22日 午前10時00分)

散 会 (昭和61年3月22日 午後4時00分)

### 2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	7番議員 宮 里 盛 順 君
2番議員 金 城 隆 好 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (2名)

9番議員 平 良 実 君	11番議員 山 川 正 行 君
--------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

日程第1号 現地調査

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 現地調査となっております。

おはかりいたします。

議案に関する資料調査のため現地調査を行ないたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日は現地調査をすることに決しました。

これより現地調査を行ないます。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。  
本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さんでした。

散 会（午後4時00分）



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和61年3月24日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月24日 午後3時57分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第9号）

日程第1号 議案第20号 教育委員会委員の任命について

日程第2号 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について

日程第3号 議案第22号 字の区域の変更について

日程第4号 議案第23号 大宜味村道路線の認定について

日程第5号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例

日程第6号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例

日程第7号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第12号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第13号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第14号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号から日程第14 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

7番、1番入場。（午後3時56分）

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時57分）





## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和61年3月25日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月25日 午後4時30分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

3番議員 宮 城 功 光 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君      経済建設課長 平 良 晋 君  
助 役 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲      修 君      係      長 前 田      孝 君

6. 議事日程（第10号）

- 日程第1号 議案第20号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2号 議案第21号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第3号 議案第22号 字の区域の変更について
- 日程第4号 議案第23号 大宜味村道路線の認定について
- 日程第5号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例
- 日程第6号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例
- 日程第7号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第8号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第9号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算
- 日程第12号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
- 日程第13号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第20号から日程第14 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第20号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第23号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号については委員会の付託を

省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時07分）

再 開（午前10時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第20号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第21号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 あらたに生じた土地の確認について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 字の区域の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 大宜味村道路線の設定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時10分)

再 開 (午後4時29分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時30分)



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和61年3月26日

### 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年3月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年3月26日 午後3時25分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

3番議員 宮 城 功 光 君



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	総務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済建設課長	平良晋君
収入役	金城清君	教育委員会 総務課長	金城利明君
教育長	平良作義君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第11号）

日程第1号 議案第26号、議案第30号の訂正について

日程第2号 議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例

日程第3号 議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例

日程第4号 議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第6号 議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

日程第7号 議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第9号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第10号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第11号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第26号、議案第30号の訂正についてを議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 先に提案いたしました議案に不備がございますので改めて訂正してご審議をお願いしたいと思います。

議案第26号中計の93人を91人が漏れていましたので追加したいと思います。

議案第30号中歳入9款2項5目から9款2項6目へ組み替えし、歳出10款6項1目から2款1項1目へ組み替えしたいということです。よろしくをお願いしたいと思います。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

議案第26号及び議案第30号の訂正についてこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第30号の訂正については承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時05分）

再 開（午前11時22分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第2 議案第24号から日程第11 議案第33号までを一括議題といたします。

これより議案第24号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第25号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第26号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第27号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第29号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第29号までについては委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時28分)

再 開 (午前11時29分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 大宜味村立芭蕉布会館の設置及び管理条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 大宜味村立団体営草地開発事業の分担金徴収条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 大宜味村立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 大宜味村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時33分)

再 開 (午後3時24分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 3 時25分)



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和61年3月27日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和61年3月27日 午前10時00分)

散 会 (昭和61年3月27日 午後1時43分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	稲福幸三君
助役	仲村順三君	厚生課長	崎山勝正君
教育長	平良作義君	経済建設課長	平良晋君
総務課長	稲福吉昭君	教育委員会 総務課長	金城利明君
企画財政課長	古我知清君	農業委員会 事務局長	照屋林克君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第12号）

日程第1号 議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算

日程第2号 議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第3号 議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第4号 議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第30号から日程第4 議案第33号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時05分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

7番入場。（午後1時05分）

これより議案第30号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 8番（平良蔵健君） 林道事業費についてお伺いします。

謝名城林道は61年度で完了するというのですが、部落としては払い下げができないのであればこれを完了させたら大変なことになるという声が出ていますが、村としてどう考えていますか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 以前にもその問題について説明等を行なってきたところでございます。林道事業を実施するに当たりまして部落との話し合いを行ない、同意を得て事業を計画して実施してきたというふうなことを私も聞いております。

- 8番（平良蔵健君） この林道開設当時部落と話し合いを持たれたということですが、部落が承諾した資料などがありますか。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時07分）

再 開（午後1時10分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

- 助役（仲村順三君） 書類を調べてなくてあるかないかも今のところ分かりませんが、あの当時のいきさつを申し上げますと、林道を開設するに当たって県と協議する前に区長に連絡し、区長が部落役員会で協議してやるということでございまして、区長からは役員会の了解を受けたという返事がありまして、確かにそのような記憶がございます。

- 8番（平良蔵健君） 区長の承諾があったということですが、しかし、部落においてはその当時代議員会などでその話はなかったということです。それでは61年度の事業を実施する前に部落民と話し合いを持つ考えはないですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 最終年度でもありますので部落との話し合いを行なっていきたいと思っています。

○ 4番（知念亀次郎君） 橋梁新設改良費についてお伺いします。

この大工又線は県の過疎計画事業にのってござりまして、県にやってもらえれば750万円の起債はやらなくてもよかったのではないかと思いますのですがどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） その件につきましては河川改修や土地改良とのからみがありまして、県の過疎大綱の中にも大工又線がのっているわけですが、県としては一村に2か所とか3か所というのは難かしいということで、村としては早急に河川改修が必要ということで村の事業として行なっていくというふうになっています。

○ 7番（宮里盛順君） 事務局費の13節について、登記委託料7筆分ということですが、残りの分についてはどのようにやる考えなのかお聞きします。

○ 教育委員会総務課長（金城利明君） 登記名義人が死亡して相続の問題で時間がかかるものも大分あります。

○ 7番（宮里盛順君） 死亡ということですがそういうものは相続人がいないのか。

○ 教育委員会総務課長（金城利明君） 具体的な調査に入っておりませんが、相続人のいる方が大分いるのではないかと思います。その辺につきましては村の財産でありますので、今後村長と十分詰めていきたいと思ひます。

○ 7番（宮里盛順君） 調査もしていないということになりますと村の財産管理はどうなっているのかと疑問を持つわけですが、今後どのような取り組みをしていく考えであるか。

○ 教育委員会総務課長（金城利明君） 前任者の方々からもいろいろ聞いて早急調査をして努力していきたいと思ひます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 11番（山川正行君） この予算が前年度に比較して大幅な減になっておりますが、61年度はこれで運用できるかどうかお伺いします。

○ 厚生課長（崎山勝正君） 確かに厳しい予算になっておりますが努力していきたいと思えます。

○ 11番（山川正行君） 努力して運用できるというような発言と思えますが、この予算は誰が見ても厳しいんですね。4,700万円の減になっているわけです。そういうことで61年度運用できるか疑問に思うわけです。それで中途において増額補正という事態になった時に増額できるのかどうか。

○ 厚生課長（崎山勝正君） 最大の努力をして運用していきたいと思うわけですが、半年程してあとの2半期は厳しいという可能性もあると思えますが、そういう時におきましては努力を続ける中で一般会計とも相談しながら、皆さん方には迷惑をかけないような方法で努力をして執行して行きたいと思えます。

○ 11番（山川正行君） 国の予算の中で福祉切り捨てだということで国民から批判を受けているわけです。それと本村でもそのような形の予算が表われているわけです。そういう意味で村民も関心を持っているわけです。議会としてもこのような予算を認めていいものか苦しい立場にあるわけですが、どうしてもこの予算は途中で増額補正しなければならないだろうと予測するわけですが、この予算が増額しなければならない立場に追い込まれた場合に補正の必要を認めてもらえるかどうか村長にお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） ご心配いただいている点につきましては私も十分理解しています。その時点におきまして担当課から協議がございましたら最大限に努力いたしまして、不安を与えないようにやっていきたいと考えております。当面はこれで努力してまいりたいと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第33号までについては委員会の付託を省略することに決ま

した。

休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 36 分）

再 開（午後 1 時 39 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

只今、議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算に対して、全員発議により修正案が提出されていますので、本修正案を本案と併せて議題といたします。

おはかりいたします。

本修正案は全員発議でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより議案第30号に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本修正案は可決されました。

これより只今採決しました修正部分を除く原案の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 昭和61年度大宜味村一般会計予算について、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後1時43分)



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和61年3月28日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和61年3月28日 午前10時00分)

散 会 (昭和61年3月28日 午後5時15分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第13号）

日程第1号 陳情第1号 保育予算に関する陳情書

日程第2号 陳情第2号 塩屋の村営水道未加入、旧水道利用に関する陳情

日程第3号 昭和60年陳情第3号「日の丸、君が代」強制推進の動向に対する反対について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第1号及び日程第2 陳情第2号を一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

1時間程度会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、1時間程度会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後5時00分）

再 開（午後5時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております陳情第1号及び陳情第2号については、会議規則第87条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

更におはかりいたします。

陳情第1号及び陳情第2号については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより陳情第1号 保育予算に関する陳情について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択とすることに決しました。

13番退場。(午後5時03分)

これより陳情第2号 塩屋の村営水道未加入、旧水道利用に関する陳情について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択とすることに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時04分)

再 開 (午後5時11分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

13番入場。(午後5時11分)

日程追加についておはかりいたします。

昭和60年陳情第3号を日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、昭和60年陳情第3号は日程に追加することに決しました。

日程第3 昭和60年陳情第3号 日の丸、君が代強制推進の動向に対する反対についてを議題といたします。

3番退場。(午後5時13分)

本件に関し総務常任委員長の報告を求めます。

○ 総務委員長(山川正行君) ご報告申し上げます。

昭和60年12月25日に総務常任委員会に付託されました陳情第3号については、昭和61年3月28日の本委員会におきまして採択とすることに決しましたので、ご報告いたします。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の委員長報告に対する質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより陳情第3号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより昭和60年陳情第3号 日の丸、君が代強制推進の動向に対する反対について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は委員長報告のとおり採択することに決しました。

3番入場。(午後5時14分)

おはかりいたします。

明日29日は議事の都合により休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日29日は休会することに決しました。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さんでした。

散 会 (午後5時15分)



## 第2回大宜味村議会定例会会議録

(第14号) 昭和61年3月31日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和61年3月31日 午前10時00分)

閉 会 (昭和61年3月31日 午後2時27分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

2番議員 金 城 隆 好 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	企画財政課長	古我知 清 君
助役	仲村 順三 君	住民課長	稲福 幸三 君
収入役	金城 清 君	厚生課長	崎山 勝正 君
教育長	平良 作義 君	経済建設課長	平良 晋 君
総務課長	稲福 吉昭 君	農業委員会 事務局長	照屋 林克 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修 君 係 長 前田 孝 君

6. 議事日程（第14号）

日程第1号 一般質問

日程第2号 議案第34号 大宜味村税条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。  
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 これより一般質問を行ないます。

通告順により発言を許します。

- 11番（山川正行君） 現在モデル事業で集道や集排が大分整備されてまいりましたが、地域によっては用地の取得とか何等かの要因で残されたものがあるわけですが、この整備計画があればお聞かせ願いたいと思います。

- 村長（新城繁正君） 60年度において全体的な執行率は76%であると、残ったものにつきましては特に用地関係で事業が執行できてないということが多いようですが、その辺につきましては県との調整で62年度に見直しするという協議になっておりまして、100%達成に向けて努力してまいりたいと思っています。

- 11番（山川正行君） 現在はこの事業の変更はできないわけですか。

例えば、用地の問題で道路はできないが集排だけでも実施してほしいという要望もあるわけですが、その辺のところはどうですか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 執行率は予算ペースでいけば76%でして事業量ペースでいけば達成してないところが沢山あります。

その中で部落からも用地の問題で実施できないというものも来ておりまして、その後追加してくれというのも来ております。そういうのを検討しておりまして63年度を完了の目標としてやっておりますので、その残事業調整を去年行なったところでございまして、それで年度を続けての残事業調整というのは国としては認めないという方針でして、それで62年度に見直しをして総枠の中で検討していきたいと思います。その中でも各工種毎の国の基準で決められている20%の範囲内の軽微な変更の中でできる範囲で検討していきたいと思います。

- 11番（山川正行君） 道路などは基準があると思いますが、例えば3mが2.5mというふうに調整ができるわけですか。

- 経済建設課長（平良 晋君） それについては国の基準がありますので難かしいのではないかと思います。

- 11番（山川正行君） そうしますと用地の取得ができないそういうものは残されるということになりますが、その辺の調整というのはどうなりますか。

- 経済建設課長（平良 晋君） 集道は最低3.5mと計画しておりまして、用地の確保ができないものについては結局事業を見合すということになるのではないかと思います。



○ 11番（山川正行君） そうしますとこのモデル事業に該当しない地域は今のところ計画はないということですね。

○ 村長（新城繁正君） 我々としては変更をお願いしているわけですが、どうにもならないという場合につきましては他の事業でやるのかは見直しの段階でチェックいたしまして、62年度以降になると考えています。

○ 1番（平良森雄君） 大兼久の集道No20、60年2月に見直しして役場に上げているわけです。今年度の予算にはこれが入ってないわけです。モデル事業ではできないのか或いは別の事業でやるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 大兼久の問題だけではなくて集道整備につきましては全体で執行率は事業費の99%となっております、事業量ではまだ2,900m弱の延長が残っているわけです。そういうものも含めて総枠の中での事業を完全に実施するためには、残事業の調整をしていかなければならない。そういうことで大兼久についても実施設計を組んでいるわけですが、あと160万円弱しか残ってないということで、それでできるのかということもありますので61年度当初予算では計画してないという形になっているわけです。

○ 1番（平良森雄君） 大兼久は集道はモデル事業で1件も整備されてないわけです。61年度事業でできる可能性があるわけですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 集道の事業費が1,611千円残っているわけですが、その中に雑費等の問題もありまして、その中で県との調整ができてからやっていきたいという考えは持っていますが。

○ 1番（平良森雄君） 新規に申し込んだところは国として検討しないという先程の答弁であったと思いますが、大兼久については集道No1,200mなんですが新規に申し込んだ所なんです、前のNo20のできなかったのを変更して申請したわけですが、新規のものはできないわけですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そういうことは大兼久だけの問題ではなく、他の部落からも新しく追加できないかときているわけです。そういうことで村全体の新規希望やできない事業についても併せて残事業調整で検討していきたいということなんです。

○ 7番（宮里盛順君） 近年、当初予算の編成において総計予算主義の原則にそぐわない予算計上の内容が伺われます。

先ず59年度の決算からしますと起債或いは公債費の増大、財政指数からしますと0.12、ますます厳しい財政事情になっていくものと予想されますが、村長としては一般財源の見通しについてどう考えておられますかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 本村の財政事情は大変厳しいものがありまして、今後も厳しさは

増していくものと考えております。

そこで村としてはそれをどう乗り切っていくか当面の課題であります。そこでいろいろな策を講じまして村民の理解を得ながらより少しでもゆとりのある財政規模を確保したいというのが念願でございます。一般財源につきましてはいろいろ中味がございまして総括的な話になりますが、交付税算定の基準になる道路の整備や土地改良事業の推進による農家所得の伸びに伴う税収の増などが考えられるわけでございます。

○ 7番（宮里盛順君） 今の答弁は大変苦しい答弁だと思います。負債を抱えて村の事業を執行していくからには、借りた金はどういうふうに払って倒産しないかという財政計画が具体化されていない。村有財産はどうするか、長期にわたって財産収入を求めるのか。そういう掘り下げた問題まで検討して起債をすることが大切かと思います。それについてどうお考えになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに起債に頼るといのは問題であります。ですから導入する事業の補助率も十分検討しなければいけません。特に62年は国体がありますのでこれは何とかして乗り切らなければいけませんので、それ以後の事業につきましては基本構想が今年度で策定されますので、それに伴う基本計画或いは実施計画を十分に検討して、財政が健全化に向くように事業計画もやっていきたいと考えているわけでございます。

○ 7番（宮里盛順君） 次に村債と公債費の償還について、61年度までの村債は157,500万円余となっています。それは61年度当初予算に匹敵する額になっております。その償還計画があればお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） これは借金したものですから義務的に払わなければいけない金ですので、その償還財源を確保するのが原則であるわけです。そういうことで財政調整基金で確保しておきまして年次的に償還していくというのが基本でございます。そういうことで長期或いは短期の償還計画をしまして、これがスムーズに図られるようにやっていきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時07分）

再 開（午前11時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番退場。（午前11時20分）

○ 4番（知念亀次郎君） 地方行革大綱につきましては県の指導によりますと昭和60年は推進体制づくりでありまして、昭和61年度は行革の着手となっていますが、条例若しくは規定で設置している団体は現在46と聞いています。そして大綱策定済みの団体が32団体、3月

未策定予定が7団体となっております。本村においての計画はどうなっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 村におきましても県の指導もあります。村においては国においてやられている行革について緊急性がはたしてあるのかどうかということについて検討しているわけです。しかし、自主的な立場で行革を考えていこうというのが現在の考えです。従いまして推進委員を設置しなければいけません。本村におきましては内部で委嘱いたしまして、これからの推進の方法について検討していくという段階でございます。

○ 4番（知念亀次郎君） 村独自による行政改革はあって然るべきだと思いますが、本年度中に有識者からなる委員会を設置するお考えがあるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 今年度は国体のリハーサルなどがあります。61年度は推進委員にどのような点が改善すべき事項があるのか、或いは条例規則等を含めまして一応内部検討をいたしまして、それを踏まえて諮問をするという形になる。推進は進めていくという方向に進めていますが、61年度につきましては諮問事項の検討にとどまるのではないかと思います。

○ 12番（前田貞四郎君） 61年度の所信表明によりますと、60年度より61年度は国の補助率の削減幅が広がったため、村の財政は窮地に追い込まれているが、村民のニーズに適切に対応し、より効率的な財政運営を図るため全職員の英知を結集し、自主財源枠の拡大経費節約に努力し、村民の信託に応えるとなっておりますが、自主財源の拡大について具体的な方策をお聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 私の考え方といたしましては何としても自分の力をつけなければ住民福祉や生産基盤の整備或いは環境整備について大きな問題を残すのではないかとということで、やっぱり財産を効率的に運用して適正な財源確保ということで有効に活用していく方向に考えていかなければいけないのではないかと、そういうことで申し上げているわけです。

○ 12番（前田貞四郎君） 大幅な自主財源の拡大を図るためには村面積の80%を有する村有林野に頼る以外ないのではないかとこの考え方が村民の常識的な考えではないかと思えます。それで今後村有林野に自己財源を見い出す考えはないのですか。

○ 村長（新城繁正君） 払い下げ設定地域はなるべく早く問題の処理を図りながら処理していくというのは前から述べているとおりでして、当面は設定地域は早く処分して財源の確保に充てたいと考えています。

○ 12番（前田貞四郎君） 村長は60年度の所信表明の7番目に村有林野の適正な管理と処理についてという項目がありますが、今度の所信表明には一言もそれについて触れられてないんです。それからすると村有林野の管理面については後退していると受け止められますがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） これについては議会から指摘されたのが数項目ございます。この

問題を解決しないと村有地の処分についての提案ができないという立場から、目下約束までしたことににつきまして履行しようと頑張っているところをごさいます、それで今年の場合は別にそれに触れてごさいませんが、意とするところはこれから先も村有財産については十分管理もしながら活用もしながら検討していくという気持ちで今年の所信表明にはあえてうたっていないわけです。

○ 12番（前田貞四郎君） 村広報に去年の村長の所信表明が載っておりまして、これは村民に配られていると思います。これを村民或いは今年のものを見た村民はこの問題は既に解決されたというふうな印象を受けると思います。それで現在問題となっているものの解決の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 私が今回こういうことにつきましてあえて申し上げなかったということにつきましては、去った議会で約束していたことが実行できると、或いは処分につきましてもその他の事件につきましても十分実行できると確信を持っている立場から触れてないということをごさいます、これにつきましては今年約束したとおりに解決していくと、これは確認をしておりますので十分実行できるということをごさいます。

○ 12番（前田貞四郎君） 解決の確信があるのですしたらなおさら触れるべきでなかったかと思ひます。改めてお伺ひしますが解決の目処は何時頃と明言できませんか。

○ 村長（新城繁正君） 特に江洲の2人につきましては9月までに解決をすると約束しておりますので、そしてその他のことにつきましても今年で解決して、61年度で皆さん方にご提案いたしまして適正な処理をしていきたいと考えております。

○ 12番（前田貞四郎君） 只今の答弁からしますと、61年度で諸々の問題を解決して62年度からは村民に村有林野の払い下げができるかと解釈してよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） 61年度で現在設定されている払い下げ地域は61年度で処理していきたいということです。新たな地域につきましては効率的な運用を図っていこうというのが基本的な考え方でごさいます。

○ 12番（前田貞四郎君） 現在払い下げ地域に設定されている所は61年度で払い下げするという意味ですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでごさいます。

○ 6番（平良俊政君） 昨年あたりから国道事務所から喜如嘉部落に国道改修について説明を持ったりしておりますが、最初の説明で浜をつぶして国道を造るという説明でありましたが、部落としては絶対反対ということで国道事務所としても別の計画を立てるということでしたがところが2回目の説明では防潮林の内側から通すという説明でした。改善センターの野外ステージや貝塚をつぶして造る予定のようですが、村長としてはどのように対処した

のかお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 基本的なことを申し上げますと部落の同意が得られないと私も同意しないということです。構造をどうするかということについては十分皆さんの意見も聞いて最終的な決定をしようじゃないかというふうな話はやっているところですが、こちらからどうやるという話は別にやっておりません。

○ 6番（平良俊政君） 貝塚や野外ステージの一部がかかるということを村長は設計を見て分かると思いますが、それについて村長の考えをお聞きしたいわけです。

○ 村長（新城繁正君） 具体的な話し合いはしておりませんが、今の設計では一部かかっておりますが、部落がそれでよろしいということであれば村としては一部補修をやってもらう条件の下で譲りましょうという話なんです。

これはあくまでも喜如嘉の意見を大事にしますという考え方なんです。

○ 11番（山川正行君） 村体協から要望があったと思います。これに対する長のご見解をお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この要望につきましては連名でもって要請を受けております。その当時は受けただけで具体的な回答はしておりませんが、夜間練習可能な村営グラウンドの建設、村営体育館の早期実現、税外負担の村負担への移行となっております。体協費については細く資料をいただいて要請を受けたわけでございます。

国頭郡において会費を徴収しているのは本村だけということですが、これにつきましては体協の会則がございまして基本的にはそれを尊重する。私としては現存した方がいいという考え方です。それからふたつの施設につきましては過疎計画の中にも入っていないので、入っていないということは5か年間でこれが実現は難しいということで入っていないわけです。ですからこれについては当面は考えておりません。会費についてはいくらかは持ってもらうのが望ましいというふうに考えております。

○ 11番（山川正行君） 税外負担の体協会費は早急に解消して行政で対応することと要望しておりますね。答弁でもあったように会費を徴収しているのは本村だけなんです。

これは区長会の正副会長の連名でこの要請をしているわけなんです。区長は地域を代表していますよね。そうしますとこれは当然村民の要求になるのかと思いますが、そうお考えになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 一応そういう要求ということには我々として理解しております。

○ 11番（山川正行君） この要望は行政で対応しなさいということなんです。今のままでよろしいということですか。

○ 村長（新城繁正君） 体協の組織の中で会費の件はどうするかと基本的にはやるべきと

思います。それについては会長に説明してあるんです。組織がある以上要請は十分分かりませんが、我々が他の組織まで入り込んで会費はいらぬということを申し上げるのもどうかনাあということでございます。なにがしかの会費を持つことによって体協への関心が高まっていく、そういうふうにはやっておった方が運営的にもいいのではないかと、そういうのが我々の考え方です。

○ 11番（山川正行君） いろいろ住民負担が増えていく中でそういう要請が出るのは当たり前だと思います。この60年度の資料からしますと会場で寄付金をお願いしない町村が半分もあるんですよ。しかも本村は各戸1,000円という独特の会費も徴収しているわけです。会則とかおっしゃっているんですが、会則が改正されると村財政で負担してもいいということですか。

○ 村長（新城繁正君） 私共の立場からは財政はひっ迫しておりますので本音を申し上げれば団体は自分達で持ってほしいんです。しかし、団体の組織や事業活動の内容によりまして村行政の補助的な行務をやっていただく団体もございますので、財政規模に合わせて補助をやっているわけです。もし体協が会費の問題で組織決定したということになって、その負担をどうするかと相談があった場合は当然それは善後策を考えていくと、それが望ましい方向だろうと思っています。

○ 11番（山川正行君） 確認したいと思います。61年度は補助金の増額になっておりますが、そうしますと62年度以降ということになるろうかと思いますが、体協の会則が改正されて行政で対応してくれという要望があった場合に、それに対応するというようにとらえていいですか。

○ 村長（新城繁正君） そのままの額を対応するということは今申し上げられません。削ったからすぐ村が持ちなさいということでは対応できません。組織の内容も十分検討して、どうしてもこれだけは村が対応した方が望ましいと、或いはそうしなければいけないということになりますれば皆さんにも予算に計上して審議願うということにしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時57分）

再 開（午後1時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 1番（平良森雄君） 後期過疎計画に大兼久林道が計画されています。

この計画書によると63年度以降となっております。この過疎計画が実施される可能性についてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 大兼久林道につきましては民有林道の整備計画等でも県

に出しております、実施できるように県とも調整していきたいと思ひます。

○ 1番(平良森雄君) 具体的に検討したことがあるんですか。例えばどの方向から路線をもっていくとか。担当課長にお伺ひします。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 採択基準等の問題がありまして、利用区域の問題がありまして大兼久は88ha計画しているわけですが、具体的な路線についてはまだ検討に入っておりません。それは63年度を目処にという私共の計画がありまして、具体的には61年度後半からと考えております。

○ 1番(平良森雄君) 私が心配するのも土地の問題があるからです。部落民を説得するためには早目に計画を打ち出してもらいたいと思ひます。61年度後半ということですが実施調査をやるということですか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 現段階では実施調査という形にはならないと思ひます。一応路線についての部落の案があるようですので、その案も検討しながらやっていきたいと思ひます。

○ 7番(宮里盛順君) 団地は村の管理でありまして当然放送施設も同時に整備すべきではなかったかと思ひますが、村として放送施設の計画を持っているのかお伺ひします。

○ 村長(新城繁正君) この放送施設につきましては部落からの要望として上がっていることも存知しております。団地計画と含めてという希望もあるということですが、これが事業との関係で含めてできるかということもありまして、村として予算が確保できるならば村一円の行政無線を設置してと考えているわけですが、財政的にそれに対応できないものですかから計画を延ばしているわけです。確かに津波の場合は離れておりまして現施設を使うにも能力的にどうかという話もあります。

○ 7番(宮里盛順君) 区長の話によるとアンプの能力が限界だということですか。何時までやるお考えを持っていますか。

○ 村長(新城繁正君) 我々といしましては財政的な面もございましてもう少し内部的に検討いたしたいと思ひます。今年中であることは現在の財政事情ではできません。

○ 7番(宮里盛順君) 緊急の場合の防火施設についてはどうお考えになっておりますか。

○ 村長(新城繁正君) これにつきましても内部で十分検討いたしました。

あれだけの世帯になりますと緊急に対応しなければいかんと、又、村の簡易水道事業でそういうような処置もしております。これについては住宅建設と関連しながら検討いたします。その施設はそれを盛り込むような対応をしていこうというように内部で調整しているところでございます。

○ 4番(知念亀次郎君) 実質収支比率が58年度で8.2%59年度では5.4%になって改善さ

れていますが、経常収支比率が58年度で97.5%59年度には91.8%と5.7ポイントも改善され、ワースト2から8になったということは努力の賜物だと思いますが、しかし、経常収支比率については80%を超える団体においてはその原因を究明し経常経費の抑制に留意しなければならないとなっていますが、本村の場合は赤信号でないかと感じています。どのようにしてこれを改善されていくのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 経常収支の中味を考えてみますと、やはり大きな割合を占めますのは公債費であります。

おそらくこのような状況の中ではこれまでのようなハードな事業は進められないと思いますので、これからはより緊急的な事業を選択してやっていきたいと思います。

○ 4番（知念亀次郎君） それでは何年程で基準にもっていきける予定ですか。

計画がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 現時点で計画は持ってないわけですが、特別措置法や国県の制度を十分検討しまして、ですからおそらく4～5年では難しいと思います。もっと長期を考えなければいかんと思いますが、できるだけ短期間でできるように努力したいと思います。

○ 4番（知念亀次郎君） 本村の地方債残高が56年度において7億6千万円そして60年度までに14億円となっています。

このように地方債を乱発してしまうと公債比率というのは高くなってきます。本村の公債比率は57年度9%58年度10%59年度11%と毎年1%ずつ上がってきているわけです。県下の町村平均が12%ということで安心はしていると思いますが、このように進んでいくと来年は12%になるわけです。

このように進んでいくと本村の財政もパンクするのではないかと心配するわけですが、この点についてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 補助率の問題がありましてこれに対応するために起債をするわけです。特に現在進めている簡易水道事業はなるべく早くやろうということで、そのためには事業量を増やさなければいかんわけです。これから先は十分新しい事業については選択をしていけばそれに対する起債も抑えていくこともできるだろうと考えています。

○ 4番（知念亀次郎君） 地方財政法の7条によりますと決算剰余金の2分の1を下らない金額を財政調整基金に積み立てるか地方債の繰り上げ償還に充てなければならないとなっていますが、60年度で財政法に基づく半分の積み立てはなされていないわけです。これは財政上厳しいことは分かりますが、しかし、法を無視してまでやらないでいいというお考えですか。今後どのように対応していくお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 痛いご質問を受けました。我々も法で規制されていることも十分



承知しております。法の精神には本村の予算は則っておらないということでございます。

そういうことで地方課から指摘を受けているようです。しかし、本村の財政事情からそういう趣旨にかなうことができません。61年度予算につきましても大変申し訳ないことを皆さんにお願いしたわけです。

○ 1番（平良森雄君） 県内の学校現場では日の丸掲揚君が代斉唱推進の文部省通達を契機として世論を2分する形で大きな問題となっています。日の丸が国旗であり君が代が国歌であるかはいずれも法的根拠は存在しないのであります。日の丸君が代の下で過去の日本がアジア諸国を侵略して言いしれぬ不幸をもたらしたばかりでなく、去った大戦では国内で唯一の地上戦を体験した本県では、日の丸君が代はあの悲惨な戦争の悪夢にすぎないと思われる。学校現場の先生方は2度と教え子を戦場に送らないということで日の丸君が代の押しつけに反対しているわけです。

本村においてもこのような通知があったと思いますが、これを学校現場へ伝えておりますか。

○ 教育長（平良作義君） 60年11月18日付けで県教育長から通知が来ております。この通知につきまして教育委員会としましては学校へ送らなければならないという立場から出てあります。

○ 1番（平良森雄君） 村内の学校において卒業式に日の丸が掲揚されたのか。それと君が代が斉唱されたのか。

○ 教育長（平良作義君） 学校管理者としては県教育長や村の教育委員会から指導を受けまして、日の丸についてやってみたいということであったわけですが、教員や地域の方々のご理解が得られないという状況の中で村内の学校では日の丸の掲揚はいたしておりません。勿論、君が代についても同様でございます。

○ 1番（平良森雄君） 村内の学校は日の丸は持っていますか。

○ 教育長（平良作義君） 復帰以前には各学校におきまして大事な備品として備えられておりまして、校長に確認はしておりませんが校旗と一緒に大事に保管されているだろうと思います。

○ 1番（平良森雄君） 今後、日の丸や君が代の問題が出て来るとは思いますが、教育長としてどのように対応するのか。又、学校管理規則に校長にある程度任されていると思いますが、この辺りを含めてご答弁いただきたいと思えます。

○ 教育長（平良作義君） 確かに実態調査を県はやると思えますが、その調査結果に基づいて新たな指導方法が出るものと予想しております。村教育委員会としては新たに出て来た段階で改めて検討しなければいかんと思えますが、子供達の卒業式がみじめな卒業式にだけ

はさせたくありません。

- 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。  
休憩いたします。

休 憩（午後1時54分）

再 開（午後1時55分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番入場。（午後1時55分）

日程第2 議案第34号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第34号、これは毎年のごとでございまして、国会において年度末で処理をされるということございまして、今回は緊急にご提案をお願いした次第でございます。理由につきましては書いておおりでして、内部については担当課長から説明いたさせます。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時56分）

再 開（午後2時24分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時25分）

再 開（午後2時26分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本議会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、昭和61年度第2回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（5番） 宮 城 長 雄

署名議員（6番） 平 良 俊 政